

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表三(一) 令二・四・一以後終了事業年度分

留保金額に対する税額の計算									
課税留保金額			税額						
年 3,000 万円相当額以下の金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	円	(1) の 10 % 相当額	5					
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	円	(2) の 15 % 相当額	6					
年 1 億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	円	(3) の 20 % 相当額	7					
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	円	計 (5)+(6)+(7)	8					
課税留保金額の計算									
当期留保額の計算の基礎となる法人税額	留保所得金額 (別表四「48の②」)	9	住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「18」)-別表六(十二)「6」-別表六(十三)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(二十二)「22」-別表六(二十三)「23」-別表六(二十九)「28」-別表六(三十)「13」)	22				
	前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10		住民税額	中小企業者等 (別表一「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「18」)-別表六(九)「20」-別表六(十一)「11」-別表六(十二)「6」-別表六(十三)「17」-別表六(十四)「22」-別表六(十五)「24」-別表六(十八)「19」-別表六(十九)「18」-別表六(二十)「39」-別表六(二十二)「22」-別表六(二十三)「23」-別表六(二十四)「24」-別表六(二十五)「21」-別表六(二十七)「16」-別表六(二十八)「22」-別表六(二十九)「28」-別表六(三十)「13」)	23			
	当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	11							
	法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「19」)-別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)+(別表一「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額)-(別表六(五の二)「5の③」-(別表一「4」+「5」+「7」+「10の外書」))と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	12							
	住民税額 (28)	13							
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)「1」)	14					住民税額 (22)又は(23)×(16.3%又は10.4%)	24	
	法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15					特定寄附金の支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×(20%又は40%)	25
	連結法人間配当等の当期支払額	16						調整地方税額に係る控除額 $\left[(24) + ((\text{別表一「12」} + \text{「18」}) \times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)) \right] \times 20\%$	26
	連結法人間配当等の当期受取額	17						住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額)	27
	他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表「18」)	18						住民税額 (24)-(27)	28
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19								
留保控除額 (別表三(一)付表「32」)	20								
課税留保金額 (19)-(20)	21	円		000					